

安全保障理事会決議 2344 (2017)

2017年3月17日、安全保障理事会第7902回会合にて採択

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の職務権限を2017年3月17日まで延長している安保理決議 2274 (2016) を想起し、

国際連合が、アフガニスタンにおける平和と安定を促進することにおいて果たし続ける重要な役割を強調し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約、並びにアフガニスタン政府および国民が、自国を再建しそして民主的な機関を強化するので、彼らに対する安保理の継続した支援を再確認し、

アフガニスタンの全ての国民のための平和的で繁栄した未来を創造することを目的とした、カブール会議コミュニケにおいて初めて規定されそしてボン会議の結論において更に詳述されたように和解するための用意ができた全ての者にとっての和解を支援する包括的且つ包摂的なアフガニスタン主導でアフガニスタンが所有する政治過程の中心的重要性を強調しそして高級平和協議会によるものを含む、和平プロセスを先に進めるための取組を歓迎し、

国民統一政府の三年目の始まりを歓迎しそしてアフガニスタンの全ての国民のための平和的で繁栄した未来を達成するためにその枠組の範囲内で活動しているアフガニスタンにおける全ての当事者の重要性を強調し、

カブール・プロセスの極めて重要な役割を強調しそして相互責任を通じた自立のための枠組み (SMAF) に関するアフガニスタン政府と国際社会との間の戦略的コンセンサスを歓迎し、

相互に結びついた性質である、アフガニスタンにおける安全の、経済の、統治のそして開発の課題

に対処する包括的な対処方法の重要性を強調し、またアフガニスタンの安定を確実にするための軍事的解決はまったくないことを認識し、

人類のための共有した未来の共同体を創造するためアフガニスタンと同地域における安全、安定および経済的並びに社会的発展を促進するための効果的な手段としてウィン・ウィン協力の精神で地域的協力を先を進めることの決定的な重要性を強調し、

NATO のワルシャワ・サミットとアフガニスタンに関するブリュッセル会議において 2016 年になされた国際公約の積極的な影響と現行の重要性をこれに関連して認識し、

アフガニスタンに対する国際支援を調整することと広げることにおける国際連合の取組に対する国際コンタクト・グループ (ICG) の貢献を歓迎し、

アフガニスタンの選挙過程を強化し改善するためのアフガニスタン政府の公約を想起し、そしてアフガニスタン当局の要請で、UNAMA の継続的支援の必要性を強調し、

アフガニスタンの安全上の必要性を満たすための作戦上有能な、専門的な、包摂的且つ持続可能なアフガニスタン治安部隊 (ANDSF) の重要性を強調し、その更なる発展を支援する国際社会の関与を強調し、そして ANDSF により発揮された強靱性と並はずれた勇気、並びに同国を安全にすることと国際テロリズムに対する闘いにおけるその指導的役割を称賛し、

安全保障理事会決議 1988 (2011) に従って設立された委員会の現行の活動とその分析支援および制裁履行監視チームを含む、同委員会とアフガニスタン政府、高級平和協議会および UNAMA との協力の継続に留意し、そして犯罪活動に関与したその他の組織とタリバンとの増加している協力に安保理の懸念を表明し、

ハッカーニ・ネットワークを含むタリバンにより、並びにアル・カーイダ、ISIL (ダーシュ) の系列組織およびその他のテロリスト集団、暴力的なまた過激主義者の集団そして違法な武装集団により、与えられた人に連続的に不安を与えている脅威、並びにそのような脅威に対処する取組に関連した課題を認識し、また法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的なサービスを提供しそしてアフ

ガニスタン国民の人権と基本的自由の改善と保護を確保するアフガニスタン政府の能力に関する上述の全ての集団による暴力的なまたテロリストの活動の有害な結果について安保理の重大な懸念を表明し、

アフガニスタンおよび中央アジアを含む、同地域の諸国の安全に対して重大な脅威を与えている、アフガニスタンにおける ISIL (ダーシュ) の系列組織の存在と潜在的な成長に重大な懸念を表明し、そして彼らと闘う ANDSF による取組並びにこれに関連したアフガニスタンの国際的な協力機関による支援に対する安保理の支持を確認し、

対人地雷、爆発性戦争残存物および即席爆発装置 (IED) が、一般住民に対して与える重大な脅威に懸念を表明し、そして加盟国間のまた民間部門との両方の調整および情報共有を高める必要性に留意し、

武力紛争における文民保護に関する 2017 年 2 月の UNAMA 報告書において指摘されたように、文民犠牲者の記録的な数に安保理の深い懸念を表明しそして、しばしば文民密集地区における、自爆攻撃およびとりわけ高級女性官僚および女性の権利を促進している者を含む、女性と女兒、並びにジャーナリストに、対象を特定したまた故意の殺害を非難し、

武力紛争の全ての当事者は、文民、特に女性、子どもおよび避難民の、性的およびジェンダーに基づく暴力からのを含む、保護を確保するためあらゆる実行可能な措置を講じなければならないこと、またそのような暴力の実行者は、責任を問われなければならないことを再確認し、

国際社会および地域的協力機関に対し、釣り合いのとれたまた統合された対処方法で、薬物生産と取引に対処するアフガニスタン主導の持続的な取組を更に効果的に支援することを奨励し、そしてこれに関連して国際連合薬物犯罪事務所 (UNODC) により果たされた重要な役割を認識し、

アフガニスタンにおける人道状況について重大な懸念を表明し、そして国際連合機関、基金および計画による効率的且つ効果的な提供と調整してその国民に対する人道援助の提供におけるアフガニスタン政府の不可欠な役割を支援し、

1. 2017年3月3日の事務総長報告書（S/2017/189）を歓迎する。

2. アフガニスタンの政府と国民を支援する、変革の10年を通じたものを含む、国際連合の長期の関与に対して安保理の感謝の念を表明しそして UNAMA と事務総長特別代表の活動に対する安保理の十分な支援をくり返し表明し、またその職務権限を遂行するため UNAMA に対する継続した適切な資源を提供することを確保する必要性を強調する。

3. 安保理諸決議 1662 (2006)、1746 (2007)、1806 (2008)、1868 (2009)、1917 (2010)、1974 (2011)、2041 (2012)、2096 (2013)、2145 (2014)、2210 (2015)、2274 (2016) および下記第5項と6項に定義された、UNAMA の職務権限を2018年3月17日まで延長することを決定する。

4. UNAMA の更新された職務権限は、変革の10年（2015-2024年）とカブール（2010年）、ロンドン（2010年と2014年）、ボン（2011年）、東京（2012年）およびブリュッセル（2016年）の国際会議並びにリスボン（2010年）、シカゴ（2012年）、ウェールズ（2014年）およびワルシャワ（2016年）で開催された NATO サミットにおいてアフガニスタンと国際社会との間で到達した理解に適合する、安全の、統治のそして開発の分野における指導力と主体的取組のアフガニスタンの完全な肩代わりを支援することを認識する。

5. UNAMA と事務総長特別代表は、その職務権限の範囲内でまたアフガニスタンの主権、指導力および主体的取組と適合する方法で、アフガニスタン政府との完全な協力でもたロンドン、カブール、東京およびブリュッセルの会議コミュニケ並びにボン会議の結論に従って、以下に提示された優先事項に特別に焦点を絞って、国際的な民間努力を指導しそして調整し続けることを、更に決定する。

(a) 合同調整監視理事会（JCMB）の共同議長として、現行の開発を支援することまた政府の改革議題の順位づけを通じたものを含めて、アフガニスタン政府の開発と統治の優先事項に対する国際社会によるより一貫した支援、資源の動員、一貫した情報共有と分析を促進しつつ、相互責任の枠組を策定することと監視することを含む、開発政策フォーラムの世話人および共同招集者として国際的な資金供与者と機構の調整、アフガニスタンの主権、指導力および主体的取組に適合した方法で開発援助の設計と提供、並びに特に麻薬対策、復興および開発活動のための国際連合機関、基金および計画の貢献の指示を促進し、同時に、アフガニスタンの指導力、主体的取組および主権と適合する方法で、特に情報共

有を通して、フォローアップのための国際的協力機関をまた調整し、カブールと東京の会議で為された公約に沿って、アフガニスタン政府を通して提供された開発援助の割合を増やすための取組を優先させ、そしてカブール、東京またブリュッセルの会議で為された公約に沿って、これに関連した費用有効性を含み、援助使用の相互責任および透明性並びに有効性を増すための取組を支援する。

(b) アフガニスタン当局の要請で、来るべき議会選挙を含む、将来のアフガニスタンの選挙の準備を支援し、並びに、選挙改革努力を含む、アフガニスタン政府の努力を支援して、ロンドン、カブール、ボン、東京およびブリュッセル会議並びにシカゴサミットで合意されたように、選挙過程の持続可能性、誠実さおよび包含性を強化し、そしてアフガニスタン政府との緊密な協議と調整においてこの過程に関与するアフガニスタン機関に対する能力構築と技術援助を提供する。

(c) アフガニスタン政府により要請された場合アフガニスタン政府と緊密に協議して、高級平和理事会に対する支援を通したものを含み、アフガニスタン主導でアフガニスタンが所有する和平プロセスおよびその活動並びにアフガニスタン憲法の枠組の範囲内でアフガニスタン政府と緊密に協議してまた安保理決議 1267 (1999)、1988 (2011)、1989 (2011) および 2082 (2012)、2083 (2012) そして 2255 (2015) 並びに安保理のその他の関連する諸決議により導入された措置の実施と手続の適用を十分に尊重してまた信頼醸成措置を提案することと援助すること、を支援するため、アウトリーチ並びに周旋を提供する。

(d) 地域的協力を促進し、そして為された業績に基礎を置きつつ、安定したまた繁栄したアフガニスタンに向けて活動するアジアの中心でその役割を役立たせるアフガニスタンを支援する目的で、地域協力を支援する。

(e) 国際連合人権高等弁務官事務所の支援を得て、アフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) と協力することそしてその能力を強化すること、文民の状況を監視するためアフガニスタン政府および関連する国際的なまた現地の非政府組織とまた協力すること、文民の保護を確実にするための取組を調整すること、抑留場所を監視すること、説明責任を促進すること、そしてアフガニスタン憲法とアフガニスタンが当事国である国際条約、とりわけ女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) を含む、人権の女性による完全な享受に関する条約の基本的自由と人権規定の完全実施を支援することを継続する。

(f) NATO とアフガニスタンの間で合意された、非戦闘的な支援団と、並びに NATO 上級文民代表と、関連する場合には、緊密に調整し協力する。

6. UNAMA および特別代表に対し、アフガニスタン政府の改革議題と完全に連帯してその集団的な有効性を最大化する目的でアフガニスタン政府と緊密に協力して、「一つの国連」アプローチに基づくアフガニスタンにおける関連する国際連合機関、基金および計画の中のより一層の一貫性、調整並びに効率性を達成し、そして全ての国連計画と活動において、アフガニスタンの指導力と主体的取組に対する相互の合意された条件に基づく移行のための明解な行動指向型戦略をもった国内の実施モデルに向けて動く目的で、以下の優先分野における、国の制度をより一層利用することを含めて、アフガニスタンの指導力、主体的取組および主権と十分に適合したやり方で、アフガニスタン政府により特定された主要分野における能力構築に一層の焦点を絞って、その責任を遂行するアフガニスタン機関の役割を強化することを目的に、国際的な文民努力を指導することを継続するための努力を更に増すことを求める。

(a) アフガニスタン政府との十分な協議と協力でまたアフガニスタン政府の取組、政府の政策に沿った、国際連合薬物犯罪事務所との強化された協力を通じたものを含めて、同国全土のカブール・プロセスの実施を支援して、決定されることになる、適切な UNAMA の駐留を通して支援する。

(b) 時宜を得たまた持続可能なやり方で平和の利益とサービスの提供をもたらすのを助ける目的で、カブール・プロセスと相互責任を通じた自立のための枠組 (SMAF) に従った同国全土での、統治と移行期司法を含む法の支配、予算の執行および腐敗との闘いを改善するための、ロンドン、カブール、ボンおよび東京会議で述べられたその公約を遂行するアフガニスタン政府の取組を支援する。

(c) 国内避難民を支援することと保護することにおいて国と地方の当局に効果的な支援を提供することによるものを含めて、政府の能力を強化することをそして帰還者の多い地区における開発ソリューションに特に焦点を絞って、近隣諸国およびその他の諸国からの難民のまた国内避難民の自発的な、安全な、尊厳のあるそして持続可能な帰還に資する条件を創造することを目的として、アフガニスタン政府を支援しそして人道原則に従ったものを含む、人道援助の提供を調整しまた促進する。

7. UNAMA に対する安保理の継続している関与、および同ミッションがアフガニスタンを効果的に支援することができることを確実にすることを確認し、事務総長に対し、最善の慣行に従って、その他の国連関連組織とより良い協力を確保し重複を最小化するため分業と構成を最高に活用するため、付託された任務、優先事項および関連資源を審理しつつ、ミッションの効率性と有効性を評価しつつ、UNAMA の戦略的再検討を実施することを要請し、そして事務総長に対し 2017 年 7 月までにこの再検討の結果について安全保障理事会に報告することを更に要請する。

8. 全てのアフガニスタンのまた国際的な当事者に対し、その職務権限の実施においてまた同国全土の国際連合および関連要員の安全と移動の自由を促進する取組において UNAMA と調整することを求める。

9. 必要性に対応した治安を目的にそして全体的な国際連合の有効性の目的を含めて、アフガニスタン政府と緊密に協議してそして調整してまた支援して、各県における UNAMA およびその他の国際連合機関、基金並びに計画の継続したそして適切な駐留の非常に重要なことを強調する。

10. 包括的な、透明なまた信頼に足る選挙に基づくアフガニスタンにおける持続可能な民主的発展の重要性を強調し、選挙の進展とこれに関連した現行の取組に対する更なる改善を提供する、関連する国際会議およびアフガニスタン政府の公約に沿った、来るべき議会選挙の準備をその点について歓迎し、そして、アフガニスタン政府の要請に基づいて、女性の完全且つ安全な参加を可能にするための措置を含めて、UNAMA が、選挙過程の誠実さと包摂性を支援するため関連するアフガニスタン機関に援助を提供することを要請し、また事務総長に対し、女性のアフガニスタンの政治的、経済的および社会的な生活への統合の過程についての関連する情報を安全保障理事会への彼の報告書に含め続けることを要請し、そして国際社会の構成員に対し、適切な場合に援助を提供することを更に求める。

11. 国際連合に対し、国際社会の支援を得て、アフガニスタン政府の改革議題を支援することを求める。

12. そのようなプロセスの成果の一部として、暴力を放棄し、国際的なテロ組織と関連を持たず、憲法を尊重しそして平和的なアフガニスタンを築くことに参加する意思のある全ての者のための対話に関する、カブール会議コミュニケにおいて初めて規定されそしてボン会議の結論の原則と成果におい

て更に詳述されたように、和解および女性並びに女性の権利集団の参加を含む、政治的参加に関する包括的な、アフガニスタン主導のまたアフガニスタン所有の対話を促進するための、高級平和協議会によるものを含む、和平プロセスおよびアフガニスタン和平再統合計画の実施を先に進めるアフガニスタン政府の継続している取組を歓迎し、そしてアフガニスタン政府に対し、関連する安全保障理事会諸決議により導入された措置と手続の実施を完全に尊重して、適切な場合には、このプロセスを支援するため UNAMA の周旋を利用することを奨励する。

13. アフガニスタン政府により要請された場合そして同政府と緊密に協議して、カブール会議コミュニケとボン会議の結論において規定された関連するパラメーターに準拠して、AIHRC との共同におけるものを含めて、上記和平プロセスの影響を評価することを継続すると同時に、包括的な、アフガニスタン主導のまたアフガニスタン所有の和平プロセスを、支援する UNAMA の役割を強調し、そして国際社会に対し、これに関連してアフガニスタン政府の取組を支援することを奨励する。

14. アフガニスタン政府とタリバン・グループの承認された代表との間の早期の、直接対話を開催することに向けて活動している、あらゆる形態におけるアフガニスタンでの平和と和解を支援するアフガニスタンの全ての地域的なまた国際的な協力機関の取組の継続を歓迎しまた奨励し、そしてアフガニスタンの全ての地域的なまた国際的な協力機関に対し、これらの取組を継続することを求める。

15. アフガニスタン政府の改革議題の実施を調整すること、促進することまた監視することにおいて、アフガニスタンの指導力、主体的取組および主権と適合するやり方で、JCMB により果たされた中心的役割を再確認し、そして全ての関連する関係者に対し、これに関連して JCMB との自らの協力を高めることを求める。

16. 包括的な枠組において、適切な詳しい調査手続、アフガニスタンの 1325 国内行動計画の実施を支援する女性と子どもの権利に関するものを含む、訓練を通じた決議 1325 (2000) および女性、平和および安全に関する安保理の後継諸決議に沿って、アフガニスタン治安部門の機能性、専門家気質および責任を増加することの重要性をくり返し表明し、そして有能な、専門的なそして持続可能なアフガニスタン治安部隊 (ANDSF) を確保するアフガニスタン政府と国際社会による関与の重要性を強調する。

17. アフガニスタン国軍の策定および作戦を立案し遂行するその改善された能力における継続した進展をこの文脈において歓迎し、そして持続的な訓練努力と、防衛改革活動における訓練者、資源、諮問チーム、持続可能な防衛計画立案過程を策定することにおける助言、および援助の寄与を通したものを含む、援助を奨励する。

18. アフガニスタン国家警察の能力を高めるアフガニスタン当局の現行の取組に留意し、アフガニスタン国家警察における女性のための勧誘、在職、訓練および能力開発の増加を調整するための効果的戦略を策定し、アフガニスタン 1325 国家行動計画を十分に実施し、そしてそのジェンダー統合計画の実施を促進する内務省およびアフガニスタン国家警察による関与を含む、その目標に向けた更なる取組を求め、財政支援および訓練者の提供並びに指導者を通した国際援助の重要性を強調し、そしてアフガニスタンの長期の安全のための十分なまた有能な警察部隊の重要性に留意する。

19. アフガニスタン政府に対する、そして特に、自国を安全にすることにおいてまたテロリズムと暴力的な過激主義に対するその闘いにおいて、アフガニスタン治安部隊（ANDSF）に対する、安保理の支持をくり返し表明し、またアフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、ハッカーニ・ネットワークを含む、タリバンにより、並びにアル・カーイダ、ISIL（ダーシュ）の系列組織およびその他のテロリスト集団、暴力的なまた過激主義者の集団、違法な武装集団、犯罪者および違法な薬物の生産、取引または貿易に関与した者により与えられたアフガニスタンの安全および安定に対する脅威に対処し続けることを求める。

20. アフガニスタンにおける治安状況、とりわけハッカーニ・ネットワークを含むタリバンによる、並びにアル・カーイダ、ISIL（ダーシュ）の系列組織およびその他のテロリスト集団、暴力的なまた過激主義者の集団、違法な武装集団、犯罪者並びに外国人テロ戦闘員による、現在進行中の地域に基づく暴力と攻撃について安保理の懸念をくり返し表明し、そしてこれに関連して全ての国家に対し、帰還した外国人テロ戦闘員からのものを含む、与えられた脅威により良く対処するために、情報共有、国境管理、法執行および刑事司法を高めるための自らの国際的なまた地域的な安全保障協力を強化することを求める。

21. 簡易爆発装置の攻撃、自爆攻撃、暗殺や拉致、文民およびアフガニスタン部隊や国際部隊を標的とすることを含む、あらゆる攻撃並びにアフガニスタンにおける安定、復興および開発努力に関する

その有害な影響を最も強い文言で非難し、そしてハッカーニ・ネットワークを含む、タリバン並びにアル・カーイダ、ISIL（ダーク）の系列組織による、またその他のテロ集団、暴力的なまた過激主義者の集団並びに違法な武装集団による、人間の楯としての文民の使用を更に非難する。

22. ハッカーニ・ネットワークを含む、タリバンに対する、並びにアル・カーイダ、ISIL（ダーク）の系列組織およびその他のテロリスト集団、暴力的なまた過激主義者の集団、違法な武装集団および犯罪者による、小型武器（SALW）、軍用設備およびIED構成物を含む武器の継続的流れを強く非難し、そして加盟国に対し、情報を共有し、パートナーシップを確立しそしてIEDに対処する国の戦略および能力を策定することを奨励する。

23. アフガニスタンにおける外交と領事の職員および国際社会のその他の代表者に対するあらゆる暴力行為、並びに保健医療職員と医療搬送や施設に対する攻撃を含む、人道および開発職員に対する攻撃の高発生率が続いていることを更に非難する。

24. アフガニスタンの地雷除去計画の実施における今日までの業績、特に1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約の爆発性戦争残存物に関する第五議定書の批准、を歓迎し、そしてアフガニスタン政府に対し、国際連合と全ての関連する関係者の支援を得て、対人地雷、対戦車地雷および爆発性戦争残存物の除去と廃棄に向けたその取組を続けまた被害者の治療、生活復帰および経済的並びに社会的再統合に対する援助を提供することを奨励する。

25. 増加している子どもの犠牲者および子どもの勧誘と使用並びに学校や病院の保護の必要性についての懸念に留意し、武力紛争の状況において子どもに対して犯されたあらゆる侵害や虐待について安保理の強い非難をくり返し表明し、そして責任を有する者が、司法手続に付されることになることを求め、この文脈で、UNAMAに対し、行動計画と行程表、また子どもに対する性的暴力を含む、その他の侵害や虐待に対処する行動を十分に実施するためアフガニスタン政府との関与を含めて、武力紛争により影響を受けた子どもの保護を強化する取組を支援することを続けることを要請し、そして事務総長に対し、UNAMAの子ども保護活動と能力に対して優先権を与え続けることと関連する安全保障理事会諸決議に沿って同国における武力紛争と子どもの問題を事務総長の将来の報告書に含めることを要請する。

26. 国家に対し、アフガニスタンの薬物問題に対処することにおける、違法な薬物および化学的前駆物質の取引に対する協力を通じたものを含む、共通のまた分担した責任の原則に従って、タリバンとその仲間の財政的資源に著しく寄与するアフガニスタンを発生地とする違法な薬物の生産、取引および消費により与えられた国際社会に対する脅威に対抗するため、国際的なまた地域的な協力を強化することを求め、パリ条約イニシアティブおよびその「パリ・モスクワ」プロセスの活動並びに上海協力機構（SCO）の取組に感謝し、国境管理協力の重要性を強調し、そしてこれに関連した OSCE、CSTO および中央アジア薬物情報センター（CARICC）との関連する国際連合諸機関の協力の強化を歓迎する。

27. アフガニスタン国内薬物管理戦略のアフガニスタン薬物対策省主導の実施の能力を向上することにおける国際連合薬物犯罪事務所の継続した取組を歓迎する。

28. 同国全土の公正且つ衡平な司法制度の設立を加速すること、刑事責任の免除を根絶することおよび法の支配を強化することの重要性をくり返し表明し、アフガニスタン政府による腐敗対策公約およびこれに関連して取られた最初の措置に安保理の感謝の念を表明し、法の支配とそこにある人権に対する尊重を改善するため、アフガニスタンにおける刑務所部門の再建と改革における更なる進展の重要性を強調し、アフガニスタンにおける全ての刑務所と収容所に対する、適当な場合には、関連する組織のためのアクセスを確保することの重要性を強調し、そして人道法と人権法を含む関連する国際法に対する十分な尊重を求める。

29. 行政および立法府を含む、全てのアフガニスタン機関に対し、腐敗と取り組むことと良い統治を確保することを奨励し、そしてこの分野における技術的援助を提供するさらなる国際的な取組の必要性を強調する。

30. アフガニスタン全土の、国際人道法を含む、国際法に従った、全ての人権および基本的自由の十分な尊重と保護を求め、そしてテロリスト並びに過激主義者および犯罪者集団によるジャーナリストに対する攻撃を含む、メディアの自由に対する継続した制限に懸念をもって留意する。

31. 女子および女兒の権利と完全な参加を確保し、そしてアフガニスタンにおける全ての女子と女兒が暴力や虐待から保護され、そのような暴力や虐待の実行者が責任を問われる、そして女子と女兒が法の下での平等な保護と司法への平等なアクセスを享受することを確実にする、ある程度のまた行動指

向型の目的に関するものを含む、取組の強化を求める。

32. 国際的な資金供与者および組織並びにアフガニスタン政府に対し、カブール、ボン、東京、ロンドンおよびブリュッセル会議で行った自らの公約を遵守することを求める。

33. 「安全なまた安定したアフガニスタンのための地域の安全保障と協力に関するイスタンブール・プロセスアジアの中核」およびアフガニスタン地域経済協力会議（RECCA）サミットの範囲内の現行のアフガニスタン主導の地域的取組に対する安保理の支援を再確認し、そしてイスラム協力機構、上海協力組織（SCO）、集団安全保障条約機構（CSTO）、南アジア地域協力連合（SAARC）およびアジア相互協力信頼醸成措置会議（CICA）によるもの、並びにアフガニスタン、イランおよびパキスタン三か国首脳会議、アフガニスタン、パキスタンおよびトルコ三か国首脳会議、アフガニスタン、パキスタンおよび英国三か国首脳会議を通したものを含む、信頼と協力を築くための現行の取組を歓迎する。

34. アフガニスタンと同地域における持続可能な経済成長と雇用の創出を促進する目的で、貿易を拡大し、外国投資を増やしそして社会資本の連結性を含む社会資本、エネルギー供給、輸送および統合された国境管理を開発するため、シルクロード経済ベルトと 21 世紀海上シルクロード（一带一路）イニシアティブなどの地域開発イニシアティブ並びにトルクメニスタン・アフガニスタン・パキスタン・インド（TAPI）ガスパイプラインプロジェクト、中央アジア・南アジア電力電送プロジェクト（CASA-1000）、アフガニスタン、インドおよびイラン・イスラム共和国の間で合意されたチャバハール港プロジェクト、ラピスラズリ通過、貿易および輸送経路協定並びにトルクメニスタン-アクイナとヘラート-カワフの鉄道部分などの地域的な開発プロジェクト、また二国間の通過貿易協定、拡大された領事査証協力および業務渡航を通したものを含む、地域的な連結性、貿易および通過を促進するための措置を含む、地域的な経済協力の過程を強化するための更なる取組を歓迎しまた促し、そしてこれに関連して、全ての関連する利害関係者に対し、安全な環境を確保し、自らの開発政策と戦略を統合しそしてこれらの開発イニシアティブと貿易協定が十分に実施されるよう現実的な結びついた協力を促進することを促す。

35. 地域的な安全保障協力が、アフガニスタンと同地域における安定を維持することにおいて主要な役割を果たすことを想起し、これに関連しアフガニスタンと地域の協力機関により達成された進展を

歓迎し、そしてアフガニスタン治安部隊の能力を高めることを含む、そのパートナーシップと協力を強化しそして同地域の安全を高めるための、アフガニスタンおよび地域の協力機関並びに組織により更なる取組を求める。

36. アフガニスタンにおける国内避難民とアフガニスタンからの難民の数の最近の増加について安保理の懸念を表明し、その国の最高の優先事項の中で、その自発的な、安全なそして尊厳のある帰還を含むアフガニスタン難民の帰還および再統合を行うことにおいて、アフガニスタン政府により強化された取組を強く奨励し、同国におけるアフガニスタン難民の帰還および持続可能な再統合のために必要な条件を創設するアフガニスタン政府の取組を強く支援し、そしてこれに関連して国際援助の継続と強化を求める。

37. 事務総長が、アフガニスタンにおける進展について3か月毎に安保理に報告し、そして準国家レベルにおけるものを含む、UNAMAの職務権限の実施における進展を計測しそして追跡するための達成条件とこの決議に定められた優先事項に対して為された進展の評価を彼の報告書に含めることを要請する。

38. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。